

平成21年度（第1回）

小金井市地域公共交通会議

日 時 平成21年11月19日（木）午後3時～

場 所 801会議室（市役所第2庁舎8階）

会議次第

- 1 あいさつ
都市整備部長 大矢 光雄
- 2 委嘱状交付
- 3 委員の紹介
- 4 市事務局の紹介
- 5 議 題
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 小金井市コミュニティバスの経過について
 - (3) 野川・七軒家循環について
 - (4) その他

〔資料〕

- (1) 小金井市コミュニティバスの経過
- (2) C o C oバス、C o C oバス・ミニ年度別収支表
- (3) C o C oバス、C o C oバス・ミニの利用状況
- (4) 小金井市地域公共交通会議設置要綱
- (5) 小金井市地域公共交通会議委員名簿
- (6) C o C oバスパンフレット

小金井市コミュニティバスの経過

平成12年度	市内公共交通機関検討調査	「基礎調査」
	①交通現況	鉄道交通:市域の殆んどが鉄道利用不便地域。JR中央線の踏切が「開かずの踏切」で、南北の市街地を分断している。 バス交通:路線全体が市域西側に偏っている。
	交通の問題点・課題の整理	交通環境は、中央本線の連続立体交差をはじめとする根幹的な都市基盤整備水準から、生活道路の整備水準まで幅広い課題を抱えている。 市民の生活における交通サービス水準を早急に向上させるため、公共交通サービスの向上が急務であり、路線バス事業の拡充の要望と共に、新たな公共交通サービスの導入が課題となっている。
	②公共交通施策の検討	・公共交通不便地域の解消 ・各公共交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上 ・多様な市民ニーズに対応したきめ細かな公共交通サービスの提供 ・高齢者等にも利用しやすい公共交通サービスの提供
③公共交通施策の導入を必要とする地域の選定	4地区(東町、緑町、貫井南、前原町)の公共交通不便地域の各種指標、利用者意向調査による評価検討の結果、「緑町」及び「貫井南・前原町地区(地形的な連続性から1つの地域とする)」を、コミュニティバス等の導入について優先度が高い地域として抽出し、運行ルート案の検討を行うものとする。	
平成13年度	小金井市コミュニティバス等導入検討委員会 (H13.06.28~H14.03.31)	
	コミュニティバス等導入検討調査	「基礎調査」で検討したコミュニティバス等の導入に関し、事業化の評価の高い施策及び導入対象地域を選定し、その施策について平成14年度の事業化をめざした実施計画を検討・作成することを目的として実施
	①利用意向調査	アンケート調査約2,000通、グループインタビューを実施した。
	②導入すべき施策及び対象地域の選定	「緑町」、「貫井南・前原町地区」を導入候補、「東町」を今後検討する地域として位置づけた。 緑町を第1の運行ルートとして選定
	③実施計画の検討・作成	1周約6.4Km(所要約40分)の反時計回り循環ルート、2台のバスで20分間隔で運行。 料金は100円、バス停は概ね200m間隔で設置。 運行は、バス事業者に依頼する。
平成14年度	コミュニティバス等事業化調査	
	①実施準備作業	運行事業者の選定、運行ルートの詳細検討、導入車両の検討、周知活動の実施
	②試行	実験運行期間 H15年3月1日~31日
	③本格導入	平成15年3月北東部循環が事業化

平成16年度	平成16年12月16日	北東部循環 運行時間の延長
	平成17年3月20日	貫井前原循環、東町循環 運行開始
平成17年度	平成17年4月26日	中町循環 運行開始
	平成18年3月16日	北東部循環 平日朝の増便(7時~8時30分を15分間隔)
平成18年度	<p>平成13年度の小金井市コミュニティバス等導入検討委員会で抽出しながら積み残しとなっている「前原町地区」に、ミニバス導入を視野に入れての検討が開始された。</p> <p>運行事業者を選定する段階で、バス事業者が採算性の問題から辞退を表明した結果、タクシー事業者の中から選定することとなった。</p>	
平成19年度	運行事業者の選定、導入車両の検討、ルートの検討	
平成20年度	<p>道路運送法第21条の許可(H20年8月1日~H21年7月31日)</p> <p>平成20年9月7日 ココバス・ミニ(野川・七軒家循環)運行開始</p>	
	<p>平成21年3月19日 武蔵小金井駅南口交通広場が暫定オープン 市域南側を運行する貫井前原循環、中町循環及び野川・七軒家循環の3路線が、武蔵小金井駅南口に乗り入れるルートに変更された。</p>	
平成21年度	<p>ココバス・ミニ(野川・七軒家循環)のH21年3月19日のルート変更に伴い、新たな社会実験(試験運行)の開始</p> <p>道路運送法第21条の許可(H21年8月1日~H22年7月31日)</p>	

C o C o バス, C o C o バス・ミニ年度別収支表

単位：円

ルート名	年度	運行収入額	運行経費	停留所設置等	決算額
		A	B	C	A - (B + C)
北 東 部 循 環	H 1 4	2,583,742	2,922,316	4,643,100	-4,981,674
	H 1 5	35,313,784	32,998,374	0	2,315,410
	H 1 6	40,399,149	34,892,453	0	5,506,696
	H 1 7	51,994,157	39,177,744	0	12,816,413
	H 1 8	53,043,006	39,427,944	557,286	13,057,776
	H 1 9	55,262,142	40,385,777	0	14,876,365
	H 2 0	54,505,124	40,728,476	244,650	13,531,998
貫 井 前 原 循 環	H 1 6	475,737	1,310,782	1,815,555	-2,650,600
	H 1 7	13,271,967	27,783,707	727,650	-15,239,390
	H 1 8	14,308,743	27,679,650	139,230	-13,510,137
	H 1 9	15,356,953	28,289,274	0	-12,932,321
	H 2 0	16,163,607	29,186,928	742,875	-13,766,196
東 町 循 環	H 1 6	188,910	721,249	1,106,910	-1,639,249
	H 1 7	6,355,379	14,565,817	143,955	-8,354,393
	H 1 8	6,829,984	14,770,658	0	-7,940,674
	H 1 9	7,315,128	14,920,724	0	-7,605,596
	H 2 0	7,695,774	14,964,495	0	-7,268,721
中 町 循 環	H 1 7	5,106,973	15,756,338	1,838,111	-12,487,476
	H 1 8	6,848,892	16,153,536	0	-9,304,644
	H 1 9	7,596,705	16,427,834	0	-8,831,129
	H 2 0	8,216,671	16,719,336	0	-8,502,665
野川・七軒家循環	H 2 0	2,157,533	11,395,760	1,779,225	-11,017,452
計	H 1 4	2,583,742	2,922,316	4,643,100	-4,981,674
	H 1 5	35,313,784	32,998,374	0	2,315,410
	H 1 6	41,063,796	36,924,484	2,922,465	1,216,847
	H 1 7	76,728,476	97,283,606	2,709,716	-23,264,846
	H 1 8	81,030,625	98,031,788	696,516	-17,697,679
	H 1 9	85,530,928	100,023,609	0	-14,492,681
	H 2 0	88,738,709	112,994,995	2,766,750	-27,023,036

C o C o バス, C o C o バス・ミニの利用状況

ルート名	年度等	1日当たり 運行本数	乗車人数 (人)		備考
			年間及び月別	1日平均	
貫井前原循環	H16年度	31便	4,297	358	平成17年3月20日運行開始
	H17年度		135,896	372	
	H18年度		148,985	408	
	H19年度		161,659	442	
	H20.4.1~H21.3.18		159,744	454	平成20年度まちびらき以前
	計		610,581	418	まちびらき以前
	H21.3.19~3.31		9,723	748	平成20年度まちびらき以降
	H21.4		18,478	616	平成21年度
	H21.5		18,613	600	
	H21.6		18,047	602	
	H21.7		19,617	633	
	H21.8		19,074	615	
	H21.9		17,584	586	
	H21.10		18,877	609	
計	140,013	617	まちびらき以降		
中町循環	H17年度	21便	52,408	155	平成17年4月26日運行開始
	H18年度		72,636	199	
	H19年度		80,908	221	
	H20.4.1~H21.3.18		82,051	233	平成20年度まちびらき以前
	計		288,003	202	まちびらき以前
	H21.3.19~3.31		4,516	347	平成20年度まちびらき以降
	H21.4		9,392	313	平成21年度
	H21.5		9,905	320	
	H21.6		9,552	318	
	H21.7		10,697	345	
	H21.8		9,588	309	
	H21.9		9,275	309	
	H21.10		10,025	323	
計	72,950	321	まちびらき以降		
野川・七軒家循環	H20.9.7~H21.3.18	23便	20,162	105	平成20年度まちびらき以前
	計		20,162	105	まちびらき以前
	H21.3.19~3.31		2,729	210	平成20年度まちびらき以降
	H21.4		6,451	215	平成21年度
	H21.5		6,340	205	
	H21.6		6,291	210	
	H21.7		7,175	231	
	H21.8		7,110	229	
	H21.9		6,409	214	
	H21.10		6,546	211	
計	49,051	216	まちびらき以降		

ルート名	年度	1日当たり 運行本数	乗車人数 (人)		備考
			年間及び月別	1日平均	
北 東 部 循 環	H14	4 2 便(平日) 4 0 便(土日祝日)	26,000	839	平成15年3月1日運行開始
	H15		360,324	984	
	H16		416,777	1,142	
	H17		533,770	1,462	
	H18		544,216	1,491	
	H19		568,598	1,554	
	H20		558,568	1,530	
	計		3,008,253	1,353	
東 町 循 環	H16	2 1 便	1,853	154	平成17年3月20日運行開始
	H17		64,624	177	
	H18		71,194	195	
	H19		77,486	212	
	H20		80,070	219	
	計		295,227	200	

小金井市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小金井市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （１） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- （２） 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （３） コミュニティバス等地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- （４） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の委員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （１） 市内に在住、在勤又は在学している18歳以上の者
- （２） 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- （３） 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- （４） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- （５） 学識経験者
- （６） 関東運輸局長又はその指名する者
- （７） 道路管理者
- （８） 交通管理者
- （９） 市長又はその指名する者

2 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、当該役職の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

6 やむを得ない理由のため交通会議の会議に出席できない委員は、第3条第1号に規定する委員を除く委員については、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、第4項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

7 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

8 交通会議の会議は、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第5条各号の規定に該当するものを除き、公開する。

9 交通会議の庶務は、都市整備部交通対策課交通対策係において行う。

(専門部会及び広域交通会議)

第6条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を設置することができる。

2 交通会議は、近隣自治体に及ぶ協議事項に関して、広域の交通会議としての機能を兼ねることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(謝礼)

第8条 市は、第3条第1項第1号から第5号までの委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成21年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月9日から施行し、この要綱による改正後の小金井市地域公共交通会議設置要綱の規定は、平成21年8月13日から適用する。